

予算項目	原水及び浄水費 — 委託料
委託番号	委託 第 23 号

設 計 書

課 長	課長補佐	副参事	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和5年12月22日	履行期間	令和6年4月1日	から
委 託 名	ガスクロマトグラフ質量分析計点検業務委託(農薬類)				令和7年3月31日	まで
委託場所	豊岩豊巻字上野164 (豊岩浄水場 第二機器分析室)			契約者		
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]					

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額 (円)		対象：株式会社島津製作所製 ガスクロマトグラフ質量分析計 (農薬類) 一式 ガスクロマトグラフ部 質量分析部 オートサンプラー データ処理装置	
業務価格				
消費税等相当額				
業務委託費				
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
単年度業務価格	業務原価						
		①点検業務	式	1			明細書 (第1号) ①
		②交換部品等	式	1			明細書 (第2号) ②
	業務原価計						①+② ③
	諸経費		式	1			見積 ④
業務価格合計			年	1			③+④ ⑤
消費税等相当額			式	1			10% ⑥
業務委託費合計							⑤+⑥

秋田市上下水道局

①点検業務

明 細 書

(第1号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価①点検業務						
点検業務一式	定期点検					
	機器調整	人日	2			見積
	機器分解整備	人日	2			"
	部品交換	人日	0.5			"
	性能確認試験	人日	0.5			"
	臨時点検	式	1.0			見積
計						
合計						

秋田市上下水道局

②交換部品等

明 細 書

(第2号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価②交換部品等						
交換部品一式	インサート	個	1			見積
	スプリット用フィルタ	個	1			"
	スプリットラインバッファ	個	1			"
	He ガスフィルタ	個	1			"
	フィラメントD ASSY	個	1			"
	イオン源ボックス	個	1			"
	リペラー ASSY	個	1			"
	マイクロシリンジ	個	1			"
	ポンプ油	個	1			"
計						
合計						

秋田市上下水道局

令和6年度

ガスクロマトグラフ質量分析計
点検業務委託（農薬類）

特記仕様書

秋田市上下水道局

第1 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、「ガスクロマトグラフ質量分析計点検業務委託（農薬類）」に適用する。

2 目的

この業務委託は、秋田市上下水道局のガスクロマトグラフ質量分析計（農薬類）について、故障発生未然防止および性能維持を図るため、必要な点検業務を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務の履行場所

豊岩豊巻字上野164 豊岩浄水場 第二機器分析室

5 対象機器

本仕様書で対象とする検査機器は、次のとおりとする。

株式会社島津製作所製 ガスクロマトグラフ質量分析計（農薬類）

GCMS-TQ8040 NX 一式

(1) ガスクロマトグラフ部 Nexis GC-2030

シリアル番号 C12325600763

(2) 質量分析部 TQ-8040NX

シリアル番号 021755600012

(3) オートサンプラ AOC-20iPlus+AOC-20sPlus

シリアル番号 C12345602281+c12135611979

(4) データ処理システム

シリアル番号 021785600098

6 業務の履行義務

受託者は、設計書、業務委託契約書、本特記仕様書および関係法令の規定に基づき、委託者の指示に従い相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

7 関係法令の遵守

受託者は、この業務の実施に当たり、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法規等を遵守し業務を円滑に遂行しなければならない。

第2 一般事項

1 業務管理

- (1) 受託者は、契約締結後、作業開始予定日前までに業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、統括責任者を配置するものとする。
- (3) 統括責任者は、十分な経験を有する島津グループの技術者を指名し、本業務委託における機器性能を確保するものとする。
- (4) 受託者は、各点検作業の完了後、速やかに作業報告書を提出するものとする。

2 提出書類

受託者は、指定する期日までに次の書類を委託者に提出するものとし、提出後に記入漏れ又は不備が発見された場合、責任をもって速やかに訂正の上再提出するものとする。

ただし、作業内容により他の書類提出を求める場合もある。

提出書類一覧

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後、作業開始予定日前まで提出	1
作業報告書（作業写真含む。）	点検（第3参照）実施後、速やかに提出	1
業務（完了・一部完了）報告書	業務完了後、速やかに提出	1

3 安全管理

受託者は、この業務の実施に当たり、労働災害等の防止に必要な措置を講じ、安全管理に努めなければならない。

4 衛生

受託者は、浄水場内の作業であることを認識し、衛生上特に注意を払わなければならない。

5 試験および検査

機器の試験および検査は、委託者の立会いのもとで行うこと。点検作業終了後、機器状態および感度を確認すること。

6 機器の保全

既存機器との整合性に留意し、他の業務に支障を来すことのないよう十分配慮しなければならない。既存機器および構造物を汚染又はこれに損傷を与えた場合は、受託者の責任で復旧しなければならない。

7 清掃等

業務終了時は、片付けおよび清掃等を実施し、環境整備に留意しなければならない。

8 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

9 疑義の解釈

特記仕様書に定めのない事項およびその他必要な事項については、委託者と受託者との協議により処理するものとし、その他、必要な事項については、受託者は委託者の指示に従うものとする。

10 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

受託者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第二条第二号を遵守すること。

第3 業務内容

本特記仕様書で定める点検業務の内容は、次のとおりとする。

1 点検の区分

- (1) 定期点検 障害発生防止のための点検
- (2) 臨時点検 障害が発生した場合の点検

2 点検の回数

- (1) 定期点検各期ごとに下記の回数実施するものとする。

なお、実施時期については、委託者と受託者との協議の上で決定する。

装置名	回数
機器全般（ユーティリティ）	2回
ガスクロマトグラフ部	2回
質量分析部	2回
オートサンプラー	2回
データ処理システム	2回

(2) 臨時点検

水質検査を実施できない程度の障害が機器に生じた場合、その都度実施するものとする。

3 定期点検項目

定期点検は、機器分解整備、部品交換、機器調整、性能確認試験等を、次の点検項目に対して実施するものとする。

(1) 機器全般（ユーティリティ）

ア 電源

- (ア) 電源電圧
- (イ) 容量
- (ウ) アース接地

- イ ガス
 - (ア) ヘリウムガス純度と調整器
 - (イ) アルゴンガス純度と調整器
- (2) ガスクロマトグラフ部
 - ア ガスリーク
 - イ 電子式フローコントローラ（AFC）の動作
 - ウ 温度制御
- (3) 質量分析部
 - ア イオン源温調性能
 - イ イオン源レンズ、CCレンズ
 - ウ 真空リーク
 - エ CIDガスの外漏れ
 - オ CIDガスの内漏れ
- (4) オートサンプラー
 - ア 駆動部
 - イ マイクロシリンジ
 - ウ センサー
- (5) データ処理システム
 - ア GCMS solution
- (6) 性能・検出感度確認
 - ア 検出器電圧
 - イ 分解能
 - ウ m/z502強度
 - エ マスマーカ
 - オ MSMSによる強度
 - カ スキャン感度
 - キ MRM感度
- (7) その他、委託者が指示するもの

4 臨時点検内容

障害の発生を知ってから72時間以内（土日および祝日は除く。）に測定可能な状態に復旧できるよう、速やかに対応すること。必要に応じて技術者を派遣すること。

5 交換部品

定期点検又は臨時点検に必要な交換部品等は受託者が用意するものとする。交換部品等の例は下表のとおりであるが、この表にない交換部品等であっても必要な場合は用意すること。

部品名	個数
インサート	1個/年
スプリット用フィルタ	1個/年
スプリットラインバッファ	1個/年
Heガスフィルタ	1個/年
フィラメントD ASSY	1個/年
イオン源ボックス	1個/年
リペラー ASSY	1個/年
マイクロシリンジ	1個/年
ポンプ油	1個/年